

## ECの鶏肉製品輸入に関する措置

(パネル報告 WT/DS69/R 提出日：1998年3月12日，採択日：1998年7月23日)

(上級委員会報告 WT/DS69/AB/R 提出日：1998年7月13日，採択日：1998年7月23日)

### 【事実の概要】

#### 1. 背景

本件は、ECによる冷凍鶏肉の関税率の割当 (TRQ) について、ブラジルがその内容を不服として争った事件である。その背景には以下のような事実が存在した。

ECは、油糧種子パネル<sup>(1)</sup>の報告を受け、GATT締約国団の承認の下、GATT28条に基づき、譲許表修正 (Modification of Schedules) の交渉を関係国と行った。これを受けてEC・ブラジルの交渉が開始され、1994年1月に両国は協定を締結した。関税率割当の量は、ECの譲許表80に基づいて、15,500トンまでは関税0%と設定されており、その内ブラジル産品については7,100トンを割り当てている。

この協定では、ECの譲許表80<sup>(2)</sup>における油糧種子の譲許が修正され、さらに、冷凍鶏肉15,500トンが非関税となる国際関税率割当 (global tariff rate quota) が加えられた。そして、EC理事会規則No 774/94により関税率割当が行われたが、この規則774/94は、1995年9月にウルグアイ・ラウンド交渉で合意された農業協定 (Agreement on Agriculture) との整合性を図るため、さらに修正された。

以下の点が、この事件に関連するポイントとして挙げられる。

#### (1) 現行のEC譲許表80

現行のEC譲許表80 (Part I - MFN 関税、Section I - 農産品、Section I B - 関税割当) では、15,500トンの冷凍鶏肉への非関税割当が定められている。現在減少しつつある割当外関税率は、28条の油糧種子協定により修正された先の譲許表におけるECの義務を構成した可変課徴金に取って代わっている。

#### (2) 鶏肉関税率割当の許可義務

委員会規則1431/94条<sup>(3)</sup>で、鶏肉の関税率割当が行われている輸入製品には「輸入許可証 (import licences) の呈示」が必要とされている。許可の申請者は、申請前の2年間で1年あたり100トン以上の鶏肉製品を輸出していること、申請者は保証金を預けること、また、許可の譲渡はできないことなどが義務づけられている。申請が一四半期に提供される量を越えた場合、委員会は「申請された量に対し承認する割合」を設けるこ

とができる。これが 5%以下であった場合、当該割当を与えなくてもよいことが委員会に認められている。

### 3. 割当外 (out-of-quota) の冷凍鶏肉に対する特別セーフガード

割当外の冷凍鶏肉に関する E C 関税表は、農業協定 5 条の要件を満たせば、鶏肉の輸入に対し追加関税 (特別セーフガード) を導入できる権利を留保している。輸入品の価格が規則 1484/95 Annex II において定められている各製品の発動価格を下回った場合、その鶏肉の輸入が E C 域内市場を混乱させる可能性が少なくない限り、規則 1484/95 により追加関税が課される。検討される輸入価格は、世界市場または E C 輸入市場における代表的な価格と比較して評価され、輸入国は追加関税の計算を代表的価格の異なる基準によって行うことができる。また、3 条において輸入国の要請があれば追加関税を c. i. f. 価格に基づいて創設することもできる。但し、c. i. f. 価格は代表的価格よりも高い必要があり、もし c. i. f. 価格を用いるならば、売買契約書、保険契約書、仕入れ書等の資料を当局に提出しなければならない。

両当事者の主張は以下のとおりである。

ブラジルは、以下の点に関し、パネルの認定を求めた。

- (a) E C は、G A T T 28 条 4 項 (譲許表の修正) に基づきブラジルと交わした二国間協定に従った鶏肉製品の関税率割当を履行・監督していない。
- (b) G A T T 1 条 (一般的最恵国待遇) 及び 13 条 (数量制限の無差別適用) は補償関税率割当に必ずしも適用されない。
- (c) また E C は、13 条にある配分の手続に従っておらず、13 条で定められているような関税率割当の履行をしていない。
- (d) E C は、輸入許可の供与に当たり輸入許可手続に関する協定 1 条 (一般規定) 及び 3 条 (非自動輸入許可) の規定に違反している。
- (e) 許可制度は、G A T T 10 条 (貿易規則の公表及び施行) の透明性に関する規定と合致していない。
- (f) 許可制度は、G A T T 2 条 (譲許表) 及び 3 条 (内国民待遇) の特定性に関する規定と合致していない。
- (g) E C は、関税率割当の枠外にある鶏肉の輸入に対し課される特別セーフガードの実行において、農業に関する協定 4 条 (市場アクセス) 及び 5 条 (特別セーフガード)

の規定に違反している。

ブラジルは、対象となる協定の違反は、ブラジルに与えられていた利益を無効化または侵害している、と主張した。

これに対し、ECは以下の認定を求めた。

(a) ECによるGATT28条・13条・10条・2条・3条、農業に関する協定4条・5条、及び輸入許可手続に関する協定1条・3条の違反はない。

(b) WTO協定の下でのブラジルの利益の無効化・侵害はない。

## 【報告要旨】

### 1. パネル報告

#### (1) 油糧種子協定

本件と油糧種子協定との関連性については、この協定が紛争解決に係る規則および手続に関する了解（以下、DSUとする）に定められる「対象協定」ではないので、パネルが対象とすべき措置に含まれるかが問題となった。これに関してパネルは、ECがこの点について争っていないこと、このような先例が存在すること、ECの譲許表80と当該協定の密接な関係等を考慮したが、その結果、ECのブラジルに対する義務に関連する限りにおいて当該協定は検討対象にあたるとした。

ECは、油糧種子協定と譲許表80の関係について、油糧種子協定の内容はウルグアイラウンド（以下、URとする）における関税交渉の結論と実質的に一致していたため、当該合意の要素はUR交渉終了時に譲許表80等に組み込まれていたとし、ECが譲許表80をもって当該協定は破棄された(superseded)と主張した。パネルは、確かにウィーン条約にも「後法は先法を破る」としているが、関税譲許表へのこの原則の適用の問題は、過去のパネルにおいても慎重に扱われているので、輸入国には過去の交渉において負った義務に対する正当な期待に対し配慮する必要がある、この場合譲許表80を検討するにあたって、油糧種子協定の重要性は否めないと判断した。

またブラジルは、GATT28条2項（譲許表の修正）に基づく補償的調整としての油糧種子協定に関して、その主な趣旨は譲許表80の中の関連する章に組み込まれており、文言上も対象国が限定されてはいないが、ここでいう「国際」(global)はいろいろな関税政策を含むという意味を有する、と主張した。これについてパネルは、当該合意の文脈・対象・目的と照らし合わせて考慮する必要があるとした（ウィーン条約31条1項）。

パネルは、関税率割当がG A T T 28 条に基づく補償交渉の結果として開始されたのであれば、最恵国待遇原則を逸脱できるのか否かに関して、①このような主張を裏付けるものはW T O 協定にも、その過去の運用にもないこと、②これを許せば、多国間貿易体制の抜け穴を作ることになること、③ブラジルは譲許の撤回と補償の提供のバランスを鑑みる必要があることなどから、油糧種子協定の対象・目的に鑑みてもブラジルの主張は認められないと結論づけた。

以上により、パネルは油糧種子協定との関連で見ると、当該関税率割当の対象がブラジルに限定されたものであることを裏付ける証拠は全く認められず、E C は冷凍鶏肉に関する関税義務を最恵国待遇原則に従って果たすべきであることを確認した。また、28 条に基づく補償措置にも、1 条および 13 条は適用されると判断した。

## (2) 正当な期待

次に、ブラジルは鶏肉の関税措置に対する正当な期待を有していたことを追加的に主張した。しかし、パネルは、ブラジルがこれを裏付けるW T O 協定上の根拠を何ら示しておらず、また競争関係に関する期待なのかあるいは市場アクセス条件に対する合理的な期待なのか、明確な区別がなされていないため、正当な期待について判断できないとした。

## (3) G A T T 13 条（数量制限の無差別適用）

G A T T 13 条の数量制限の無差別適用について、ブラジルは 1993 年の E C との協定を重視すべきであり、またブラジルは関税率割当の計算について、W T O 非加盟国分を入れることは出来ないとも主張したが、明示的な合意もなく、G A T T 13 条は「加盟国のみ」と限定していない上、非加盟国が影響ある供給国でもあり、パネルはブラジルの主張を認めなかった。

さらにブラジルはカナダ雑誌事件<sup>(4)</sup>を先例として取り上げ、E C の E F T A に基づく東欧諸国へのライセンス供与は加盟国の利益を減ずると主張した。これに対してパネルは、確かに一定量無関税を許容する点では同じであるが、その他の規制においては異なっているので、同様には扱われないと判断し、E C の措置は 13 条違反には当たらないとした。

## (4) 輸入許可手続に関する協定

輸入許可手続に関する協定について、ブラジルは E C の違反行為として①通知、②許可

規則の変更、③貿易の歪曲、④輸出実績に基づく許可、⑤許可の投機性、⑥小規模数量と新規参入者の許可、⑦透明性を問題にしたが、パネルは①通知についてのみ、E Cの措置を協定違反とした。この①通知についてブラジルは、鶏肉の関税率割当につきE Cは協定1条4項(a)（一般協定）に基づいた必要な情報を通知していないと主張していた。これに対しE Cは、バナナⅢ事件<sup>(5)</sup>以前には関税率割当に輸入許可手続に関する協定が適用されるかは不明確であり、また通知しないという事実だけで鶏肉の関税率割当制度が違反にはなり得ないと反論した。パネルは、関連した情報と関税率割当当局が通知されていても、協定上求められる情報の通知がなされていないため、1条4項(a)違反を構成するとした。

パネルはその他の論点について、以下の理由で協定違反を認めなかった。ブラジルはE Cの②頻繁な許可規則の変更を問題にしたのに対して、パネルはブラジルに同情の余地はあるとしたものの、規則の変更そのものは協定1条4項(一般協定)、3条3項(非自動輸入許可)、3条5項(b)、(c)、(d)違反にはならないとした。また、ブラジルがシェア低下がE Cの関税率割当の③貿易の歪曲効果を示しているとして主張したのに対して、パネルは、シェアが低下していても輸出総量は減少していないことから、1条2項、3条2項違反にはあたらないと判断した。そしてパネルは、④輸出実績に基づく許可は不公平であるという主張に対して、一つの規則にすぎず、許可手続の管理・運用の不公平ではないから1条3項、3条5項(j)違反は問われなかったとした。また、⑤許可の投機性に関しても、ブラジルの業者に多少の不便があるとしても、関税率割当制度は十分に活用されており、3条5項(i)、(j)違反にはあたらないと結論づけた。最後にパネルは、第三国(タイ)も同意している⑥小規模数量と新規参入者の許可については、いずれも関税率割当を十分に活用することを妨げてはいないことから、3条5項(i)、(j)違反とはいえないとし、⑦関税率割当手続が透明性を欠くという主張に対しても、協定3条5項(a)は任意の完全な情報提供を求めているものではないため、違反にはならないと判断した。

(5) G A T T 10 条 (貿易規則の公表及び施行)、G A T T 2 条 (譲許表)、G A T T 3 条 (内国の課税及び規則に関する内国民待遇)

ブラジルはE Cの10条、2条、3条違反を主張したが、パネルはいずれも以下の理由で退けた。

ブラジルは、加盟国に貿易規則の公表および施行を求める規定であるG A T T 10 条に関して、E Cが関税割当内取引と関税割当外取引の区別基準の公表義務を果たしていないと

し、10条違反を主張したが、パネルは、米国の綿及び人造繊維に関する輸入制限事件<sup>(6)</sup>を引用し、10条の対象は一般に適用される法令、司法上の判決、行政上の決定であり、特定取引を対象としている本件ECの行為は10条の対象ではないとした。

また、譲許表に関する規定であるGATT 2条に関して、非経済的な数量の鶏肉の割当の許可は同条に違反するものであるとブラジルは主張した。しかしパネルは、GATTは国家間の取り決めであり、2条の対象は政府の措置であることが必要だが、ブラジルは申し立てられた支払が政府の措置であることを証明していないと判断した。

さらにブラジルは、内国の課税および規則に関する内国民待遇に関する規定であるGATT 3条に関して、輸入製品に対し、EC当局はEC域内製品と比べ不利な待遇を与えていると主張した。パネルは、同条は差別的待遇を禁ずるものではあるが、国内措置を対象とするものであり、関税割当のような国境措置は対象外であることを確認した。したがって、ブラジルは国境措置ではなく国内措置によって輸入品が差別的待遇を受けていることを証明しなければ、同条違反の主張はできないと結論づけた。

#### (6) 農業に関する協定

農業協定について、ブラジルは、ECが鶏肉製品に対して価格に基づく特別セーフガードを発動することは、同協定4条2項「市場アクセス」、および5条1項「特別セーフガードに関する規定」に違反すると主張した。パネルは以下の理由からECの措置が同協定5条1項違反であると判断した。

農業協定5条は特別セーフガードに関する規定であり、発動の際の基準価格の算定方法が示されている。市場参入価格の算定方法(5条1項)の解釈として、ブラジルは当該貨物の保険料及び運賃込みの輸入価格(以下、c. i. f. 価格とする)に譲許関税を加えたものであると主張したのに対し、ECはc. i. f. 価格のみであると反論した。パネルは輸入品の価格に関税は含まれるというブラジルの立場を支持した。その根拠としては、5条1項(b)の「…加盟国の関税地域に入る際の価格…」、「…c. i. f. 価格に基づいて決定される」という文言、そして5条1項の目的として、関税化された後の状況を想定していることを挙げている。

ブラジルはまた5条について、ECが自国市場への損害を証明せずに提訴したこと、参考価格の算定方法が不透明であることも主張したが、訴訟経済の観点からパネルはこれらの判断は行わなかった。

また同協定 4 条 2 項については、5 条 1 項違反が認められたため判断する必要はないとして退けた。

反対意見として、5 条 1 項にいう価格は c. i. f. 価格のみであるとし、その根拠として、協定の起草段階で「関税支払済の c. i. f. 輸入価格」という定義が使用されなかったこと、パネルの解釈によって価格を算定すると、関税が従量税として課される場合、従量税の基準が発動価格の基準より高ければ、これだけ価格が下がっても特別セーフガードの発動が不可能になってしまうという問題点が指摘された。

## 2. 上級委員会報告

### (1) 上級委員会への申立の要旨

- (a) 譲許表 80 と油糧種子協定との関係についてのパネルの解釈には誤りがあるか。
- (b) 譲許表 80 での冷凍鶏肉の関税率割当はブラジルのみが利益を享受できるように限定されたものではなく、ブラジル・E C間には 1994 年 G A T T 13 条 2 項(d)における意味での関税率割当の配分に関する合意は存在しない、というパネルの判断に誤りがあるか。
- (c) 1947 年 G A T T 28 条の下での交渉で決定された関税率割当は、1994 年 G A T T 13 条に基づき無差別になされなければならないのか。
- (d) 関税率割当の運用において加盟国の非加盟国との関係における権利・義務を考慮に入れた場合、1994 年 G A T T 13 条のパネルの解釈には誤りがあるか。
- (e) 1994 年 G A T T 10 条の適用、特に本件における「一般に適用される」措置の評価に関し、パネルに誤りがあったか。
- (f) 輸入許可手続協定は本件の割当内 (in-quota) 貿易にのみ適用されるという認定、同協定の 1 条 2 項、3 条 2 項における意味での貿易の歪曲はなかったとの認定、そして同協定の根底にある透明性という一般原則に関するブラジルの主張を検討しなかった点でパネルの判断には誤りがあったか。
- (g) G A T T / W T O 法及び慣行に関連したブラジルの主張を検討しなかったことについて、パネルに D S U 11 条違反があったか。
- (h) 農業協定 5 条 1 (b) の「輸入される当該農産品が当該譲許を与えている加盟国の関税地域に入る際の価格」が c. i. f. 価格プラス関税であると認定したパネルの判断には誤りがあったか。

## (2) 譲許表 80 と油糧種子協定の関係

パネルは、E Cのウィーン条約 59 条 1 項及び 30 条 3 項に基づく主張を退けたが、この判断に対し E Cは、譲許表 80 と油糧種子協定の関係についてのパネルの解釈には誤りがある、と主張した。

上級委員会は以下の理由からパネルの判断を支持した。油糧種子協定は、D S U 1 条及び 2 条における「対象協定」に該当しないこと等から、ウィーン条約 59 条 1 項及び 30 条 3 項を問題にするまでもない。本件紛争における法的基礎を構成し、「解釈に関する国際法上の慣習的規則」(D S U 3 条 2 項)に基づき解されるべきは油糧種子協定ではなく、譲許表 80 である。そして、油糧種子協定は、ウィーン条約 32 条に従い、譲許表 80 の解釈に当たり補的手段 (supplementary means) としての役割を果たしうる。したがって、パネルの譲許表 80 と油糧種子協定の関係についての扱いに誤りはない。

## (3) 譲許表 80 における関税率割当

### (a) 独占的もしくは非独占的な関税率割当の性格

パネルは、譲許表 80 における冷凍鶏肉の関税率割当のブラジルへの独占性を否定し、また、1994 年 G A T T 13 条 2 (d) における意味での明確な合意は存在しないとしたが、ブラジルは、この判断は誤っていると主張した。

以下の理由から上級委員会はパネルの判断を支持した。本件における非関税割当は、譲許表 80 の Part I (MFN 関税) , Section I-B (農産品) に定められており、このような関税率割当に関連した「他の文言・要件」は存在しない。また、“国際関税率割当”という文言は、関税率割当が 13 条に従い無差別ベースでなされることを表している。そして、「実質的な利害関係」を持つ他の加盟国の合意が存在しないことから、油糧種子協定は 13 条 2 (d) における意味での協定ともみなされない。

### (b) 1994 年 G A T T 13 条 (数量制限の無差別適用)

パネルは、G A T T 28 条交渉より合意された関税率割当は最恵国待遇原則からの離脱を認められないと判断したが、ブラジルは、28 条に基づく補償交渉の結果として定められた関税率割当には、1994 年 G A T T 1 条及び 13 条にある最恵国待遇原則は必ずしも適用されないと反論した。

上級委員会は以下の理由からパネルの判断を支持した。G A T T 2 条では、協定の中で義務を軽減するものの譲許表への組入れは認められず、譲許表 80 における冷凍鶏肉に関する譲許は 1 条及び 13 条と一致しなければならない。G A T T 28 条は 24 条 6 項と異なり、その文言及び交渉の経緯からも補償の特定性・無差別からの離脱の可能性は認められない。

(c) 1994 年 G A T T 13 条下での非加盟国の扱い

ブラジルが総輸入量に基づいてブラジルの関税率割当量の計算をした点について E C の 1994 年 G A T T 13 条違反は認められないとパネルは判断したが、ブラジルは、非加盟国の参加する権利そしてこのような参加を許容する加盟国の権利は認められないと主張した。

以下の理由から上級委員会はパネルの判断を支持した。13 条 2 項の趣旨からすれば、割当の計算は問題となる製品の総輸入量に基づいてなされる必要がある。非加盟国への関税率割当の割当、関税率割当の「その他」の分類における非加盟国の参加、という二点に関しては、パネルによる認定も「パネルが行った法的解釈」も存在せず、D S U 17 条 6 項によりこれらは申立の対象とならない。

(4) 1994 年 G A T T 10 条（貿易規則の公表及び施行）

ブラジルは特定の取引量に対し、E C が 10 条を適用しなかったと主張したが、特定の企業や取引量に発行される許可は「一般的に適用される」ものとはいえないとパネルは判断した。パネルは、米国の綿及び人造繊維に関する輸入制限事件での例を用いて、この解釈の根拠としており、ブラジルの主張は、そもそも「特定の取引」という、10 条の範囲外の問題として退けた。

上級委員会は以下の理由からパネルの判断を支持した。この解釈はバナナⅢ事件で確認されたもので、10 条が問題にしているのは、法令、司法上の判決、行政上の決定の一般的適用という実質的な内容よりも、むしろ諸措置の公表及びその管理である、というものである。この解釈に基づいて、E C は 10 条における法の公表を行っており、10 条違反の根拠がないとした。

#### (5) 輸入許可手続協定

ブラジルの主張は、輸入許可に関する協定についての以下の三点であった。第一は、パネルが1条2項と3条2項を「許可の適用範囲である」と解釈したことは誤りであるという適用範囲の問題、第二は、1条2項と3条2項の実施による貿易歪曲効果は認められないとするパネルの解釈は誤りであるという貿易歪曲化の問題、そして第三は「透明性の原則」違反を審査しなかった事はパネルの過失であるという透明性の問題であった。

ブラジルは、適用範囲について、1条2項と3条2項は割当内取引に限定するものではないと主張した。パネルは、ブラジルが挙げているのは対ECのブラジル鶏肉製品全体の輸出高であり、ほとんどが割当枠超過取引 (over-quota trade) として関税を払った分から成り立っており、この特定のケースで適用されている当該協定は割当内取引にしか関連性を持たないことから、ブラジルの主張は認められないと判断した。

上級委員会は、規則 1431/94 の1条に確認された許可手続を挙げ、当該条項も冷凍鶏肉取引に関しては「割当内取引」にしか適用されない事を挙げている。したがってパネルが、許可手続は、まさに比較的明白な事実として「割当内取引」にしか適用されないとした限りにおいて、当該判断を支持するとした。

ブラジルの貿易歪曲化についての主張について、パネルはブラジルの関税率割当で見たシェアの割合が、当問題と関連のある期間の全輸出のうちのブラジルのシェアと同じ水準を保っていることを挙げ、加えて、ECに輸出されるブラジルからの冷凍鶏肉の絶対量は、冷凍鶏肉への関税率の割当後から増大し続けているとした。したがって、ブラジルがECにおける鶏肉市場でのシェアの割合を根拠に主張するECの輸入許可に関する協定1条2項と3条2項に違反した行動があったとは認定できないとしている。上級委員会も、ブラジルのいう市場シェアの低下が、輸入許可に関する協定の適用に起因することを説明していないことを理由に、パネルを支持した。

ブラジルは透明性について、輸入許可に関する協定3条5項(a)(iii)(iv)のもとで、透明性の原則に基づく情報提供の義務があるとして主張している。これに対してパネルは、ブラジルはその主張の根拠として、ECが、3条5項(a)(iii)(iv)に違反したことを示していないとした。透明性に関連する3条5項(a)内の公表の義務については、上級委員会も、パネルがブラジルの主張する透明性に関する基本原則の主張についての審査を行わなかったからといって判断を誤ったとはいえないとした。

## (6) 紛争解決に関わる規則及び手続に関する了解

ブラジルは、①G A T T 24 条と 28 条の類似性の検討、②G A T T 28 条が二国間協議を容認する余地について、③G A T T 28 条当事国独自の解決手段の容認について、パネルは事実の客観的評価をしなかったと主張した。

上級委員会は、以下の理由からパネルの判断を支持した。11 条に基づく「問題の客観的評価」の欠如の主張はW T O の紛争解決プロセスそのものへの信頼に関わる重要なものである。この問題に対する過去の上級委員会による検討として以下のような例がある。E C ホルモン事件<sup>(7)</sup>では、D S U 11 条のいう事実の客観的評価とは、提出された証拠から、事実に基づく判断を下す義務をいい、提出された証拠を、無視、歪曲、軽視することは、司法、準司法手続上、著しい誤解を呼び、パネルに対する信頼を疑わしくするという指摘がなされた。しかし、その後のアルゼンチン履物パネル<sup>(8)</sup>では、11 条が要求する“事実に対する客観的な評価”を誤るような裁量権の濫用をパネルは行っていないとしたが、本件も同様に、ブラジルが主張するパネルの誤りは、D S U 11 条に違反するほどの重みのものではない。

さらに、ブラジルは、パネルによる訴訟経済は裁量権の濫用であると主張したが、上級委員会はこの件に関しても、米国の毛織シャツとブラウスに対する輸入制限事件<sup>(9)</sup>の例を挙げ、11 条の条文中にも、過去の実施においても、パネルに対して、申立国の主張した全ての法的争点を検討する義務を記したものはどこにもないとしている。したがって、D S U は、申し立てられた主張全てを審査することは要求されないとし、パネル 11 条にいう事実の客観的評価に誤りはないと結論づけた。

## (7) 農業に関する協定

### (a) 5 条 1 項 (b) (特別セーフガードに関する規定)

農業に関する協定の 5 条 1 項 (b) によると、「輸入される当該農産品が当該譲許を与えている加盟国の関税地域に入る際の価格（当該貨物の保険料及び運賃込みの輸入価格 (c. i. f. 価格) に基づいて決定される) が、発動価格（当該農産品の 1986-1988 までの平均価格に等しい) を下回る場合」に、特別セーフガードが発動可能となるとされている。パネルはこの比較対象価格は、c. i. f. 価格とその農産品に課される関税の合計とした。すなわち、特別セーフガードが発動可能となるのは、輸入品に関税が課された後に、その価格が発動価格を下回った場合に限られるとしたのである。

しかし、上級委員会は以下の理由からパネルの判断を覆した。第一に、パネルは「関税地域に入る際の価格」を“市場参入価格”と定義したが、起草者が「国内市場に入る際の価格」としていないことからパネルの判断は誤りである。第二に「基づいて」という文言についても、パネルの c. i. f. 価格を用いて“市場参入価格”を算出するとして解釈を誤りであり、単に関税を除いた c. i. f. 価格を指す。その根拠として通常、国際貿易上、c. i. f. 価格に関税は含まれない上に、5条1項(b)の条文に関税に関する記述がないからである。第三に、「1986-1988 までの基準価格の平均」についても「当該農産品の単位当たりの c. i. f 価格の平均」とされ、関税は含まれていないことから、比較される価格の一方に関税が含まれ、他方に含まれないのは合理性に欠く。また関連条項である5条5項からも比較されるのは、c. i. f. 価格とされている。そして、関税が従量税や従価税の形で課される場合、これらの税が発動価格を上回ると、セーフガードは常に発動できなくなってしまう。また、セーフガードの発動は、関税化による関税のレベルによって決定されることとなり、起草者はそのような事態を想定していないはずである。したがって上級委員会としては、関税は比較対象価格に含まれず、c. i. f. 価格のみが発動価格を下回った場合に、特別セーフガードの発動が可能となるとする。

(b) 5条5項（特別セーフガードに関する規定）

パネルは5条1項(b)違反が決定したので、訴訟経済のためにこれ以上の検討は必要ないとした。しかしこの5条1項に関する判断に誤りが認められたため、上級委員会において、パネルが扱わなかった法的争点を取り扱うことができるかが問題となった。DSU17条6項では「上級委員会への申立は、小委員会の報告において対象とされた法的な問題及び小委員会が行った法的解釈に限定される」とされ、同17条13項において「上級委員会は、小委員会の法的な認定及び結論を支持し、修正し又は取り消すことができる」と規定されている。しかし上級委員会は、パネルの判断に誤りが認められた場合には、上級委員会においてパネルが扱わなかった法的争点を取り上げることができるとした。(米国ガソリン事件<sup>(10)</sup>、カナダ雑誌事件<sup>(11)</sup>)

そこでECの規制が5条5項違反かが問題とされたが、上級委員会は以下の理由で違反を認めた。5条5項では「5条1項(b)の規定に従って課される追加の関税の額は、次に定めるところによる」としており、5条1項に定められた特別セーフガードの具

体的な発動条件を規定している。争点となったのは、EC側が輸入者に対して5条5項に準じた計算方法と、5条5項から逸脱した計算方法の選択を与えていたことが5条5項違反であるかということである。

特別セーフガードの発動は、5条5項の文言上「することができる」(may)ではなく「されるものとする」(shall)となっていることから、5条5項の要件に則っていないかならないことは明らかである。同様に、発動価格と比較対象となるのはc. i. f. 価格のみであるとされている。また損害の認定の必要がない特別セーフガードである以上、その運用は厳格に行なわれなくてはならず、5条の要件に合致すべきである。ECの規制は、第一の計算方法において、c. i. f. 価格がすべてのケースにおいて用いられるわけではないという点で、そして第二の計算方法においても参考価格を用いるという点で5条5項違反である。

したがってECの規制は、追加課税の計算方法が当該貨物のc. i. f. 価格のみに基づいていないという点で、5条5項に違反している。

## 【解説】

ブラジルとECの鶏肉貿易は、割当枠について二国間で複雑な事情が存在しているといわれている。そのため、二国間調停においても、ブラジルは二国における約束をECが守るべきであるという期待を持ちつつ議論を展開したようである。しかしECはあくまで協定に沿った形での対応しかなさなかつたため、ブラジルは、背後の事情に触れることもできず、協定に沿った形の申立を行ったようである。したがって、ブラジルの主張の多くは説得力に欠けるものであったといわざるを得ない。しかしここであえて解説すべき点があるとすれば、以下の論点が挙げられるであろう。

### 1. 譲許表80と油糧種子協定の関係

上級委員会報告においては、本件紛争の対象が譲許表80のみであるとし、油糧種子協定の事実上の位置づけは明らかにせず、簡単に整理している。譲許表80と油糧種子協定の関係について明確にすべきであろう。

### 2. 輸入許可に関する協定との関連

#### (1) 適用範囲について

適用範囲について、上級委員会がパネルを支持する根拠が「パネルが比較的明白な事実を明らかにしようとしているだけであるから」という説明ではいささか不十分と思われる。その根拠として、委員会規則 1431/94 を挙げているが、それは果たして本件の問題に対応する上での根拠として用いるべきなのであろうか。争点は、当該協定 1 条 2 項と 3 条 2 項における「適用範囲」の解釈であるため、上級委員会はそこから根拠を導く必要があるだろう。

## (2) 貿易歪曲化について

ブラジルが主張している貿易歪曲化は、油糧種子協定締結時から当該時期に至るまでの長期的な過程の中でもたらされたものを指していると思われるのに対し、上級委員会はブラジルが申し立てた当該期間中の対 E C 取引高の増大という短期的な期間のみを見て、貿易歪曲化の存在を否定している。申立側とパネル側の判断に用いられたシェアの根拠となる算定期間が同じなのかを明らかにするべきではなからうか。

## 3. 農業に関する協定

上級委員会は、特別セーフガードの発動に関して、比較対象価格を c. i. f. 価格のみとし、関税を含むとしたパネルの判断を覆したが、この判断にはいくつかの問題を残した。まず第一に、「基づいて」という表現を用いていることについて説明していないこと、そして 5 条と 4 条 2 項の関係を明らかにしないままでは関税が含まれないと判断したことである。すなわち、上級委員会の判断の根拠である発動価格に関税は含まれないということと、税が発動価格を上回っているとセーフガードが発動できないとすれば、この条項が関税化のプロセスに伴う措置であるか否かによって大きく左右される。なぜなら、まず、関税化における一方的な救済措置として 5 条のセーフガードが認められているのなら、比較対象価格の一方に関税が含まれていないからもう一方にも含まれるべきではないという論理は必ずしも成り立たないからである。それに加え、税が発動価格を上回っていることからセーフガードが発動できないという問題も、セーフガードが関税化に伴う救済措置であるならば、関税が課された後の価格の下落のみに適用されるべきであり、問題とはならない。

このように、5 条の目的と 4 条 2 項との関係に関税が含まれるか否かという問題を大きく左右すると思われるのだが、この問題に言及せずにパネルの判断を覆した上級委員会の判断は妥当といえるであろうか。

#### 4. 上級委員会の判断

この事例においても、上級委員会はパネルの判断を覆す際にパネルの扱わなかった法的争点を扱えるとして5条5項違反があるかを判断したが、これはパネルのDSU17条6項及び13項に定められている上級委員会の判断の範囲を超えていると考えることもできるのではなからうか。

パネル及び上級委員会はブラジルの背景的な事情に基づいた主張であるからか、比較的簡単な理由付けで結論を導いているきらいがある。近年、訴訟経済の考えが導入されつつあるが、個々の事情があるケースでも、今後のパネルと上級委員会の判断への影響を考えると、基本的には価値中立的に手続を重んじた対応をしていくべきであろう。

#### 【注】

- 
- <sup>(1)</sup> European Economic Community – Payments and Subsidies Paid to Processors and Producers of the Oilseeds and Related Animal – Feed Proteins, 25 January 1990, BISD 37S/86 and DS28/R
- <sup>(2)</sup> LXXX, Part I -Most Favored Nation Tariff, Section I - Agricultural Products, Section I B- Tariff Quotas.
- <sup>(3)</sup> Commission Regulation (EC) No1431/94 of 22 June 1994.
- <sup>(4)</sup> Panel Report on Newsprint, 20 November 1984, BISD 31S/114
- <sup>(5)</sup> European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas, 25 September 1997, WT/DS27/AB/R
- <sup>(6)</sup> Panel Report on United States-Restrictions on Imports of Cotton and Man-made Fiber Underwear. WT/DS24/R 25 February 1997
- <sup>(7)</sup> EC Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones). 13 February 1998, WT/DS26/AB/R
- <sup>(8)</sup> Argentina-Measures Affecting Imports of Footwear, Textiles, Apparel and Other Items, 22 April 1998 WT/DS56/AB/R
- <sup>(9)</sup> United States - Measure Affecting Imports of Women Wool Shirts and Blouses from India, 23 May 1997, WT/DS33/AB/R
- <sup>(10)</sup> United States-Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, 20 May 1996, WT/DS2/AB/R
- <sup>(11)</sup> Canada-Certain Measures Concerning Periodicals, 30 July 1997, WT/DS31/AB/R

(田村 次朗)

